

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条中「第六十二条、第七十四条の三」を「第六十二条、第七十一条の五の二、第七十四条の三、第百条の二」に改める。

第十五条第二項第七号中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改める。

第二十二条の二第四項第二号中「(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」を「並びに租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第二十五条第二項中「第五十三条第五十二項」を「第五十三条第四十七項」に改め、同条第三項中「第五十三条第五十三項」を「第五十三条第四十八項」に改める。

第二十七条の二第五号中「(条例附則第十三条第二項において準用する場合を含む。)

「及び」(申請書)」を削り、
「第四十八号の四
第四十八号の七」を「第四十八号の四」に改め、同条第

六号中「第十三条第一項及び第三項」を「第十三条第一項及び第二項」に改め、「(申告書)」を削り、同条第八号中「第六十四条の三第二項、第三項、第四項及び第五項」を「第六十四条の三第二項」に改め、同条第八号の二及び第九号を削り、同条第十号中「第六十四条の三第八項」を「第六十四条の三第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「第六十四条の三第九項」を「第六十四条の三第四項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十一号の二から第十二号の二までを削り、同条第十三号中「第十三条第四

「第四十八号の二十

項」を「第十三条第三項」に、
「第四十八号の二十一
第四十八号の二十三」を「第四十八号の二十」に改め、

「第四十八号の二十一
第四十八号の二十三」

同号を同条第十一号とし、同条中第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、同条第十六号中「第六十五条第四項、第五項、第六項及び第七項」を「第六十五条第四項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十六号の二及び第十七号を削り、同条第十八号中「第六十五条第十項」を「第六十五条第五項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十九号中「第六十五条第十一項」を「第六十五条第六項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十九号の二から第二十号の二までを削り、同条第二十一号中「第十三条第四

「第四十八号の四

第四十八号の七

第四十八号の九

項」を「第十三条第三項」に、
「第四十八号の四
第四十八号の七
第四十八号の九
第四十八号の十」を「第四十八号の十」に改め、同

第四十八号の十一
第四十八号の十四
第四十八号の十五
第四十八号の十五」

「第四十八号の十六
第四十八号の十六の二
第四十八号の十七
第四十八号の十七の二」
号を同条第十七号とし、同条第二十二号中
を「第四十八号の十

六」に改め、同号を同条第十八号とする。

第二十九条中「、条例附則第十三条第二項において準用する条例第六十四条」を削り、「第十三条第一項及び第三項」を「第十三条第一項及び第二項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、「別記様式第五十一号の六」及び「別記様式第五十一号の十の二、別記様式第五十一号の十一」を削り、「別記様式第五十一号の十三、別記様式第五十一号の十三の二、別記様式第五十一号の十四若しくは別記様式第五十一号の十五」を「若しくは別記様式第五十一号の十三」に改める。

第三十条中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改める。
別記様式第二十八号の二を次のように改める。

様式第 28 号の 2 (第 18 条関係)

※処理	特別徴収義務者番号	担当者

広島県 県税事務所長様	平成 年 月 日
特別徴収義務者 所在地 名称 代表者の氏名	
(印)	



更正の請求書

地方税法第 20 条の 9 の 3 の規定により，県民税の配当割
 利子割
 株式等譲渡所得割
 について，次のとおり更正の
 請求をします。

実績年月	利子等又は配当等の種類	項目	更正の請求前	更正の請求後
平成 年 月		課税分支払額又は課税分支払金額	円	円
		課税分支払額又は課税分支払金額	円	円
平成 年 月		課税分支払額又は課税分支払金額	円	円
		課税分支払額又は課税分支払金額	円	円
平成 年 月		課税分支払額又は課税分支払金額	円	円
		課税分支払額又は課税分支払金額	円	円

この更正の請求をする理由及び
 請求をするに至った事情の詳細
 その他参考となる事項

還付を受けようとする金融機関名等	金融機関・支店等	預金種別	普通・当座・その他
	口座番号	口座名義 (フリガナ)	

- (注) 1 ※印欄は，記入しないでください。
- 2 利子割については更正の請求をする場合であつて，複数の営業所等に係るものを一括納入している場合には，各営業所等別の明細書を添付してください。
- 3 様式等譲渡所得割については更正の請求をする場合には，「利子等又は配当等の種類」欄の記入は必要ありません。
- 4 参考となる事項に資料がある場合は，これを添付してください。
- 備考 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第三十八号(裏)を次のように改める。

申請書には、次表の左欄に掲げる寄附金の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付してください。

寄附金の区分	書類
1 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号に規定する財務大臣が指定した寄附金	(1) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第216条第2項に規定する財務大臣の指定を受けたことを証する書類 (2) 寄附金の用途を記載した書類 (3) 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象を記載した書類 (4) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類
2 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金	(1) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第1号の2に掲げる法人に該当する場合には、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第7条に規定する総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことを証する書類 (2) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第3号に掲げる法人に該当する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条に規定する行政庁の認定を受けたことを証する書類 (3) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第4号に掲げる法人に該当する場合には、私立学校法(昭和24年法律第270号)第31条に規定する所轄庁の認可を受けたことを証する書類 (4) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第3号、第5号及び第6号に該当する場合には、当該申請者の登記事項証明書 (5) 申請者の定款又は寄附行為 (6) 申請者の申請の日を含む事業年度の収支予算書 (7) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の収支決算書 (8) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類
3 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされる特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	(1) 地域再生法(平成17年法律第24号)第19条第1項に規定する特定地域雇用等促進法人に該当することを証する書類(同項の認定地方公共団体が認定を受けた同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画(当該特定地域雇用等促進法人に係る認定地域再生計画に限る。)の区域の記載のあるものに限る。) (2) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類
4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金	(1) 租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する国税庁長官の認定を受けたことを証する書類 (2) 申請者の定款 (3) 申請者の申請の日を含む事業年度の収支予算書 (4) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の収支決算書 (5) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類

「第 73 条の 27 の 4 第 1 項
第 73 条の 27 の 4 第 3 項
第 73 条の 27 の 4 第 5 項
第 73 条の 27 の 4 第 7 項
別記様式第四十八号の十三中
第 73 条の 27 の 4 第 2 項
第 73 条の 27 の 4 第 4 項
第 73 条の 27 の 4 第 6 項
第 73 条の 27 の 4 第 8 項
」
において準用する第 73 条の

「第 73 条の 27 の 4 第 1 項
27 の 3 第 4 項 及び 第 73 条の 27 の 4 第 2 項において準用する第 73 条の 27 の 3 第 4 項」

「再開発会社」及び「再開発会社」以外の。
別記様式第四十八号の十三の二を除く。
別記様式第四十八号の十四を次のように改める。
様式第 48 号の 14 削除

「第 73 条の 27 の 6 第 1 項
別記様式第四十八号の十五中
第 73 条の 27 の 6 第 2 項」
及び
「第 73 条の 27 の 5 第 1 項
第 73 条の 27 の 5 第 3 項

」以外の。
別記様式第四十八号の十六中
「第 73 条の 27 の 7 第 1 項
第 73 条の 27 の 7 第 3 項」
及び
「第 73 条の 27 の 6 第 1 項
第 73 条の 27 の 6 第 2 項

」以外の。
別記様式第四十八号の十六の二を除く。
別記様式第四十八号の十七を次のように改める。
様式第 48 号の 17 削除

別記様式第四十八号の十七の二を除く。
別記様式第四十八号の二十一及び別記様式第四十八号の二十二を次のように改める。
様式第 48 号の 21 及び様式第 48 号の 22 削除

「第 11 条の 4 第 5 項」及び「第 11 条の 4 第 3 項」並びに「
同条第 6 項」及び「同条第 4 項」以外の「復興促進法」中「認定事業再構築計画、認定共同
事業再編計画、認定経営資源再活用計画、認定技術活用事業革新計画又は認定経営資源融

合計画」を「認定中小企業承継事業再生計画」と改める。

「

第1項
別記様式第四十八号の二十六中 第73条の27の4
第3項 又は「第73条の27の4第1項
第5項 第7項」

」
第2項

項」及び「同条第4項 又は「同条第2項」及び「組合又は再開発会社」を「再開発会社」
第6項 第8項」

に改める。

別記様式第四十八号の二十六の二を削る。

別記様式第四十八号の二十七を次のように改める。

様式第48号の27 削除

別記様式第四十八号の二十八中「第73条の27の6第1項」を「第73条の27の5第1項」に改め、「において準用する同法第73条の27の5第2項」を削る。

別記様式第四十八号の二十九中「第73条の27の7第1項」を「第73条の27の6第1項」及び「同条第3項」を「同条第2項」と改める。

別記様式第四十八号の二十九の二から別記様式第四十八号の三十一までを削る。

別記様式第五十一号の六及び別記様式第五十一号の七を次のように改める。

様式第51号の6及び様式第51号の7 削除

別記様式第五十一号の八中「第11条の4第5項」を「第11条の4第3項」と改める。

「

第1項
別記様式第五十一号の十中 第73条の27の4
第3項 又は「第73条の27の4第1項
第5項 第7項」

項」及び「組合又は再開発会社」を「再開発会社」と改める。

別記様式第五十一号の十の二を削る。

別記様式第五十一号の十一を次のように改める。

様式第51号の11 削除

別記様式第五十一号の十二中「第73条の27の6第1項」を「第73条の27の5第1項」に改める。

別記様式第五十一号の十三中「第73条の27の7第1項」を「第73条の27の6第1項」に改める。

別記様式第五十一号の十三の二から別記様式第五十一号の十五までを削る。

別記様式第五十二号の二中「第13条第4項」を「第13条第3項」と改める。

別記様式第六十四号を次のように改める。

様式第64号(第44条関係)

軽油引取税仮特約業者指定通知書

第 年 月 日 平成	
住所(所在地)	
氏名(名称) 様	
広島県西部県税事務所長印	
平成 年 月 日付けで申請の軽油引取税の仮特約業者の指定については、地方税法第144条の8第1項の規定により次のとおり指定します。	
指定番号	第 号
指定年月日	平成 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第119号の3と複写式に印刷する。

別記様式第六十四号の三及び別記様式第六十五号を次のように改める。

様式第64号の3(第44条関係)

軽油引取税仮特約業者指定取消通知書

第 号 平成 年 月 日	
住所(所在地) 氏名(名称) 様 広島県西部県税事務所長印	
平成 年 月 日付け第 号で指定した軽油引取税の仮特約業者の指定について、次の理由により取り消します。	
指定取消年月日	平成 年 月 日
指定取消の理由	

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分があったことを知った日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内には、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第119号の5と複写式に印刷する。

様式第65号(第45条関係)

軽油引取税特約業者指定通知書

平成 第 年 月 日	
住所(所在地)	
氏名(名称) 様	
広島県西部県税事務所長印	
平成 年 月 日付けで申請の軽油引取税の特約業者の指定については、地方税法第144条の9第1項の規定により次のとおり指定します。	
指定番号	第 号
指定年月日	平成 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第119号の6と複写式に印刷する。

別記様式第六十五号の三を次のように改める。

様式第65号の3(第45条関係)

軽油引取税特約業者指定取消通知書

第 号	
平成 年 月 日	
住所(所在地) 氏名(名称) 様	
広島県西部県税事務所長印	
平成 年 月 日付け第 号で指定した軽油引取税の特約業者の指定について、次の理由により取り消します。	
指定取消年月日	平成 年 月 日
指定取消の理由	

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分があったことを知った日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内には、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第119号の8と複写式に印刷する。

第二条 広島県税規則の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第五号中「第六十四条」の下に「（条例附則第十三条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

（広島県税規則の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 広島県税規則の一部を改正する規則（平成二十年広島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新規則第二十二条の二第四項第二号」を「広島県税規則等の一部を改正する規則（平成二十三年広島県規則第四十六号）による改正後の広島県税規則第二十二条の二第四項第二号」に、「第四十一条の十八の三」を「掲げる寄附金」に、「第四十一条の十八の三及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」を「掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」に改める。

（広島県税事務取扱規則の一部改正）

第四条 広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十一条の四第二項、第四項及び第六項」を「第十一条の四第二項及び第四項」に、「第七十三条の二十七の四第二項、第四項、第六項、第八項及び第十二項、法第七十三条の二十七の七第三項、法第七十三条の二十七の八第二項並びに法第七十三条の二十七の九第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項及び法第七十三条の六第二項」に改め、「（法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「第七十三条の二十七の四第二項、第四項、第六項、第八項及び第十二項、法第七十三条の二十七の七第三項、法第七十三条の二十七の八第二項並びに法第七十三条の二十七の九第二項」を「第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。）、法附則第十一条の四第二項、第四項及び第六項」を「並びに法附則第十一条の四第二項及び第四項」に改める。

第二十八条の五第二項を削る。

別記様式第三十六号の三及び別記様式第三十六号の四中

取得区分	種別	標準
区分コード	区分コード	区分コード
原状土地 1	雇用住宅 01	除却・撤去 1
原状木造 2	店舗 02	ボヤ 2.2
原状非木造 3	事務所 03	銀行 2.3
取得区分	工業 04	住宅 2.4
区分コード	倉庫 05	事務所 2.5
区分コード	住宅 06	住宅 2.6
区分コード	住宅 07	木造・非木造 7
種別	02	その他の家屋 0.8
種別	03	住宅附属 0.9
改正 0.4		その他 8

様式第119号の3(第18条の4関係)

決裁者	担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の押印 承認
		・ ・	・ ・	

軽油引取税仮特約業者指定通知決議書

次によつて通知する。	通知番号	第	号
住所(所在地) 氏名(名称)	施行年月日	平成	年 月 日
	関係都道府県 通知年月日	平成	年 月 日
	広島県報 告年月日	平成	年 月 日

広島県西部県税事務所長

平成 年 月 日付けで申請の軽油引取税の仮特約業者の指定については、地方税法第144条の8第1項の規定により次のとおり指定します。

指定番号	第	号
指定年月日	平成	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、県税規則別記様式第64号と複写式に印刷する。

別記様式第百十九号の五及び別記様式第百十九号の六を次のように改める。

様式第119号の5(第18条の4関係)

決裁者	担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の承認
		・ ・	・ ・	

軽油引取税仮特約業者指定取消通知決議書

次によつて通知する。	通知番号	第	号
住所(所在地) 氏名(名称)	施行年月日	平成	年 月 日
	関係都道府県 通知年月日	平成	年 月 日
	広島県報 広告年月日	平成	年 月 日

広島県西部県税事務所長

平成 年 月 日付け第 号で指定した軽油引取税の仮特約業者の指定について、次の理由により取り消します。

指定取消年月日	平成 年 月 日
指定取消の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、県税規則別記様式第64号の3と複写式に印刷する。

様式第119号の6(第18条の5関係)

決裁者	担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の押承認
		・ ・	・ ・	

軽油引取税特約業者指定通知決議書

次によって通知する。	通知番号	第	号
住所(所在地) 氏名(名称)	施行年月日	平成	年 月 日
	関係都道府県 通知年月日	平成	年 月 日
	総務大臣 報告年月日	平成	年 月 日
	広島県 公告年月日	平成	年 月 日

広島県西部県税事務所長

平成 年 月 日付けで申請の軽油引取税の特約業者の指定については、地方税法第144条の9第1項の規定により次のとおり指定します。

指定番号	第	号
指定年月日	平成	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、県税規則別記様式第65号と複写式に印刷する。

別記様式第百十九号の八を次のように改める。

様式第119号の8(第18条の5関係)

次 長	課 長	係 長	係 員	担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の押承認
						・	・

軽油引取税特約業者指定取消通知決議書

次によつて通知する。	通 知 番 号	第	号
住 所(所在地) 氏 名(名 称)	施 行 年 月 日	平 成	年 月 日
	関 係 都 道 府 県 通 知 年 月 日	平 成	年 月 日
	総 務 大 臣 報 告 年 月 日	平 成	年 月 日
	廣 島 県 報 告 年 月 日	平 成	年 月 日
		平 成	年 月 日

広島県西部県税事務所長

平成 年 月 日付け第 号で指定した軽油引取税の特約業者の指定について、次の理由により取り消します。

指定取消年月日	平 成 年 月 日
指定取消の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、県税規則別記様式第65号の3と複写式に印刷する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条の規定 平成二十三年十月二十日
 - 二 第一条中広島県税規則第十二条の改正規定 平成二十三年十二月一日
 - 三 第一条中広島県税規則第二十二條の二及び別記様式第三十八号の改正規定並びに第三条の規定 平成二十四年一月一日
- (旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則による様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。